

粟生町自主防災会防災計画

1 目的

この計画は、粟生町自主防災会規約第11条に基づき、粟生町自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震や水害その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする

- (1) 自主防災会の組織編成及び任務分担に関すること
- (2) 防災組織の初動体制に関すること
- (3) 防災知識の普及・啓発に関すること
- (4) 地域の災害危険の把握に関すること
- (5) 防災訓練に関すること
- (6) 情報の収集・伝達に関すること
- (7) 水防活動、出火防止及び初期消火に関すること
- (8) 救出・救護に関すること
- (9) 避難誘導及び避難所の組織的運営に関すること
- (10) 給食・給水に関すること
- (11) 災害時要援護者対策に関すること
- (12) 他組織との連携に関すること
- (13) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること

3 自主防災会の組織編成及び任務分担

(1) 組織の編成

防災組織は、常時、専門的活動を行う実動部隊（消防団、防犯委員など）と通常は各種団体活動を行う団体が災害発生と同時に自動的に自主防災組織に組み込まれる方式で編成する。

※ 組織の編成は「別表1」で定める。

(2) 組織の任務と分担

災害発生時の応急活動を敏速かつ効果的に行うため、災害時の任務分担だけでなく、平常時から防災に役立つ活動も定める。

※ 組織の任務分担は「別表2」で定める。

4 防災組織の初動体制

(1) 準備体制

次の事象が生じた時は、本部長、副本部長、情報治安維持班長は自主的に粟生公民館に集合し、準備体制を組み、情報の収集を行う。

- | |
|--|
| 地震 : 震度 5 弱の発生 (能美市内震度) |
| 水害 : ①気象台が、(大雨・洪水) 警報を発表し、洪水の警戒が必要なとき |
| ②手取川鶴来測水所の水位が水防団待機水位 0.9m を超え、今後更に上昇すると見込まれるとき |
| ③手取川ダムが満水による放流を開始し、洪水の警戒が必要なとき |
| ④一時間に 60mm 以上の土砂振り雨が降ったとき |

会長は、情報収集や事前対応に人員が必要と判断した場合は、該当する班の集合を指示する。

(2) 災害対策本部の設置

[地震]

次の地震が生じた時、本部長、副本部長、情報治安維持班長は自主的に粟生公民館に集合し、災害対策本部を設置するとともに町民に周知する。

また、準備体制の情報収集により、会長が必要と判断したとき。

震度 5 強以上の地震 (能美市内震度)

その他各班構成員は、人命救助、初期消火、安否確認など状況に応じた初期活動を優先した上で、粟生公民館へ集合し災害対策本部の指揮下で活動する。

[水害]

次のいずれかの事項が発生した時、本部長は自主防災組織の構成員に災害対策本部を設置することを宣言するとともに、町民に周知する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①能美市が避難準備情報を発表したとき②手取川鶴来測水所の水位が氾濫注意水位 1.4mを超え、今後更に上昇すると見込まれるとき③町内の県・市道等が冠水するか冠水することが予想されるとき④町内で要避難者が出たとき |
|---|

災害対策本部設置宣言を受け構成員は、粟生公民館へ集合し災害対策本部の指揮下で活動する。

[その他の災害（大火、台風襲来、豪雪、航空機事故など甚大な災害）]

粟生町自主防災会会長が、甚大な災害が発生し、組織的な救援活動が必要と判断した場合は、地震、水害時の対応に準じて「災害対策本部」を設置し、救援活動を行う。

※ 初期活動については、別冊「粟生町災害時初動マニュアル」による。

5 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

- ① 防災組織及び防災計画に関すること
- ② 風水害、地震、津波、火災等についての知識に関すること
- ③ 風水害、津波時等の早期避難に関すること
- ④ 各家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること
- ⑤ 各家庭における住宅用火災警報器の設置に関すること
- ⑥ 各家庭における食料等の備蓄に関すること
- ⑦ その他防災に関すること

(2) 普及・啓発の方法

- ① チラシ等の配布
- ② 回覧板
- ③ パネル等の展示

(3) 実施時期

記念日のほか、町の催し物に付随する形式で随時実施する。

- ① 7月 日 手取川水害記念日
- ② 9月1日 防災の日
- ③ 10月 粟生町文化祭 など

6 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地域固有の防災問題に関する把握を行う。
また、それらを地図に落とし地区内で情報共有する。

(1) 把握事項

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の方法

- ① 能美市地域防災計画
- ② 座談会、研修会等の開催
- ③ 会員による町内の踏査
- ④ 町内の長老からの聞き取り
- ⑤ 各種災害記録

7 防災訓練

大地震や洪水等の災害に備えて、情報の収集・伝達、水防・消火、避難行動等が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び机上訓練とする。

① 個別訓練

- ア 情報収集・伝達訓練
- イ 水防・消火訓練
- ウ 救出・救護訓練
- エ 避難・誘導訓練
- オ 給食・給水訓練

② 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練を総合的に行うものとする。

③ 体験イベント型訓練

防災を意識せず災害対応能力を高めるために行うものとする。

④ 机上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(2) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(3) 訓練の時期及び回数

- ① 水害を想定した訓練は出水期前（5月～7月）に、地震を想定した訓練は防災月間（9月）に実施する。
- ② 総合訓練や個別訓練は年1回以上、随時実施する。

8 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次のとおり行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報治安維持班は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、防災行政無線、携帯無線機、インターネット、伝令等による。

9 水防活動、出火防止及び初期消火

(1) 水防活動

水防消火救出班は、水害時、手取川河川水位が堤防高近くになった時、堤防被害を防ぐため能美市及び広域消防団に協力し土のう積を行う。

(2) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害拡大の大きな原因となるので、出火防止の徹底を図るため、次のことを呼びかけ、家庭での対応を積極的に求める。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓
- ② 可燃性危険物品等の保管の安全性

- ③ 消火器等消火資機材の整備
- ④ その他建物等の危険箇所の状況把握

(3) 初期消火対策

地域内で火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材の設置を促進する。

- ① 防火水槽の設置
- ② 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭或いは各班への配備

10 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の町民は救出・救護活動に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救護班は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めるときは、医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

情報治安維持班は、防災関係機関による救出を要するものであると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

11 避難誘導及び避難所の組織的運営

災害発生により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次のとおり避難を行う。

(1) 災害時要援護者の支援

災害対策本部長は、能美市長が避難準備情報を発令したとき、又は本部長が必要であると認めるとき、避難誘導班に対し災害時要援護者の避難支援を指示する。避難誘導班は、災害時要援護者の支援者として、あらかじめ複数の者を定めておく。

緊急の場合は、災害対策本部長の指示がなくても避難支援を行う。

(2) 避難誘導の指示

災害対策本部長は、能美市長が避難指示及び勧告等を発令したとき、又は災

害対策本部長が必要であると認めたとき、避難誘導班に対し町民の避難誘導の指示を行う。

(3) 避難誘導

避難誘導班は、災害対策本部長の避難誘導の指示を受けたときは、住民を避難場所に誘導する。

①粟生町の避難場所：粟生小学校、粟生公民館、粟生児童館、粟生保育園

②近隣の町の避難場所：県立寺井高校、能美市防災センター、寺井地区公民館

(4) 避難所の管理・運営

① 運営の基本的な考え方

避難所は、避難を必要とする方を一時的に受入れ、必要最低限の生活を支援する施設であり、自宅や仮設住宅に移動可能となればすみやかに退所し、本来の施設目的に回復させる。

避難所の運営は当初混乱が予想されるため、必要最低限の生活に必要なことを優先して対応し、除々に普段の生活との落差を縮めてゆくが、常に高齢者や障害者の方への配慮や、プライバシーなどの配慮を怠らない。

避難所が支給する支援物資は、到底個人ごとの要求に応えられるものではないため、自立した避難生活を送るためにも、個人の避難所持品内容について日頃から町民へのPRが必要である。

② 避難所への入所

事前に避難所の開錠・建物の安全確認を行った後、直ちに大まかな町内会ごとの居住スペースを決める。

町内会ごとにまとめて避難所へ入所し、避難者の人数確認をする。

(安全確認等が終わってない場合は、校庭などに待機させる)

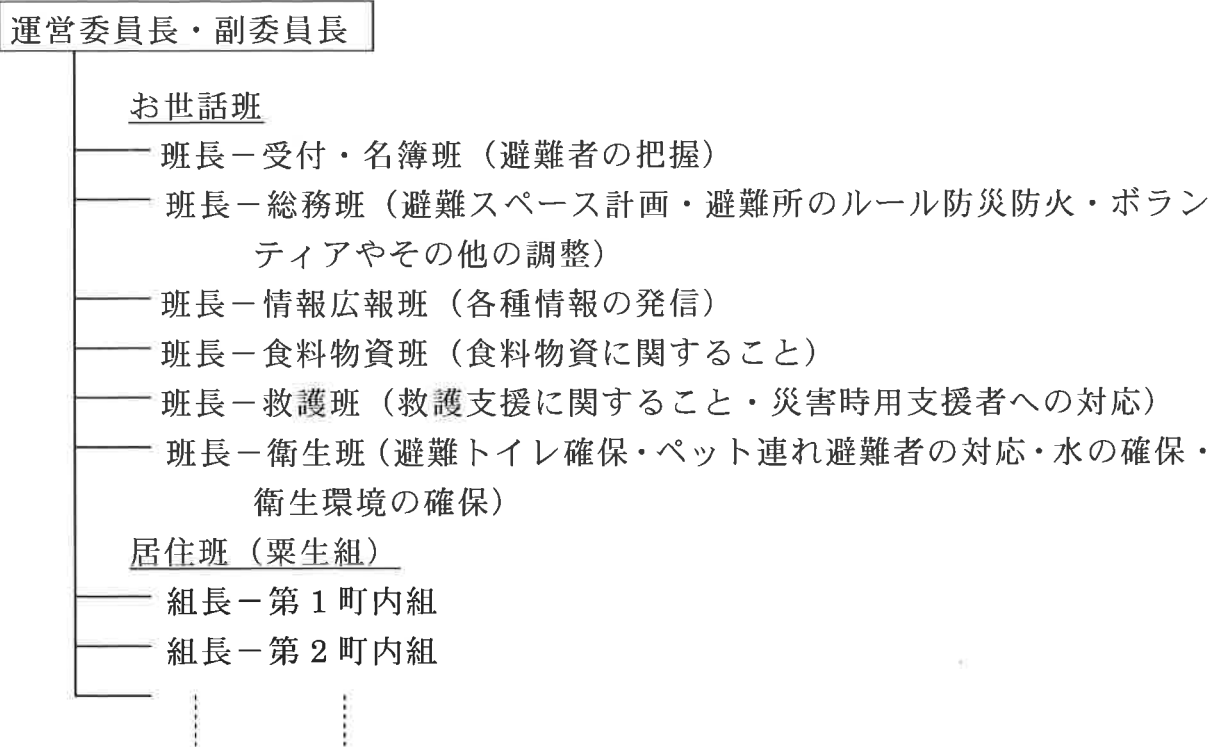
③ 運営委員会

避難所の活動を円滑に行うために「運営委員会」を立ち上げる。

当初は粟生町自主防災会が避難所担当市職員とともに立ち上げ、時間の経過とともに避難者中心の組織へと移行し、避難者による自主的な運営を行えるようにする。

粟生町以外の避難者と合同避難の場合は、合同の運営委員会組織となるため、その委員会立ち上げに協力する。

「運営委員会組織」



居住班は、組長を中心にお世話班の活動の支援にあたる。

居住班は、お世話班の決定の下、炊き出し、生活用水の確保、共有スペースの清掃など当番制で実施する。

12 給食・給水

（1）災害対策本部において

給食給水班は、粟生町の備蓄物資もしくは各家庭から持ち寄った食材で炊き出しを行い、災害対応従事者に対して後方支援を行う。

（2）避難所において

給食給水班は、避難所の運営委員会立ち上げ当初、避難者に対して炊き出しを行うとともに、能美市等から配布された食料、飲料水等を適正に配分する。

13 災害時要援護者対策

（1）災害時要援護者の個別支援計画の作成

災害時要援護者の避難支援をスムーズに行うために、避難行動要援護者等について予め個別支援計画を作成する。

14 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

15 防災資機材等の備蓄及び管理

防災資機材等を計画的に整備し、定期点検を実施する。

(1) 配備計画

区 分	品 名
情報収集・伝達用	ハンドマイク、携帯用無線機、携帯用ラジオ、携帯電話機用充電器、腕章等
初期消火用	消火器、水バケツ、砂袋、可搬式小型動力ポンプ 防火衣・ヘルメット、とび口等
水防用	降雨シート、スコップ、ツルハシ、ロープ、 かけや、くい、土のう袋等
救出用	救命ボート、救命胴衣、バール、はしご、のこぎり、 スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、 チェーンソー、エンジンカッター、チェンブロック、斧、 一輪車、鉄パイプ、角材、防塵マスク等
救護用	担架、救急セット、テント、毛布、シート リヤカー、車椅子等
避難用	強力ライト、ハンドマイク、ロープ、警笛、 投光器、発電機、燃料、携帯用トイレ等
給食・給水用	コンロ、給水タンク、大なべ、炊飯器、食器等
備蓄食料飲料水	ミネラルウォーター、野菜ジュース、アルファ米、レトルトお粥、 レトルト食品、缶詰、フリーズドライ野菜、ドライフルーツなど

(2) 定期点検

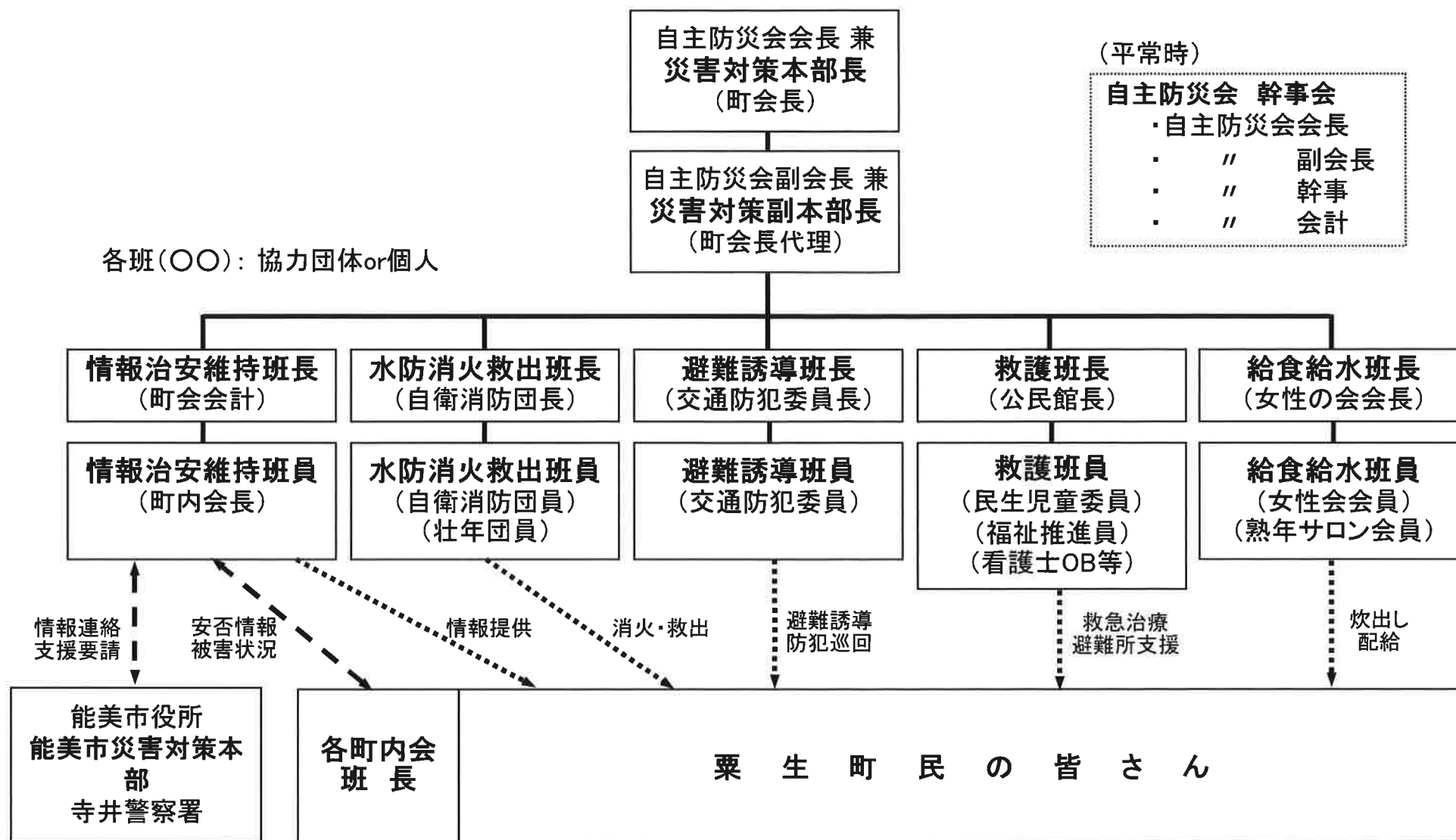
防災の日（9月1日）を全資機材の点検日とする。

制定 平成 26 年 5 月 2 9 日

改定

【粟生町自主防災会組織図】

「別表 1」



【粟生町自主防災組織 役割分担】

「別表 2」

役職名・班名	責任者	協力団体等	非常時の役割	平常時の役割
災害対策本部長	町会長		<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難所の運営全般に関する事 ・各班の活動の統制に関する事 ・防災関係機関との連携に関する事 ・災害対策本部の設置解散の決定に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の防災意識向上と災害の防止や軽減に関する活動の総括、指揮
災害対策副本部長	町会長代理		<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部長の補佐に関する事 ・災害対策本部長に事故のある時の代行に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の台帳管理(活動記録、資機材台帳、組織内名簿台帳、災害時要援護者名簿など)
情報治安維持班	町会会計	1～7町内会長	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集伝達に関する事 ・防災関係機関との連絡調整に関する事 ・町民の安否や被害状況の把握に関する事 ・避難者の避難状況に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡網の整備 ※ ・災害時要援護者を含む町民全体の把握 ※ ・町民への適切な情報提供の方法やタイミングの策定 ※
水防消火救出班	自衛消防団長	自衛消防団 壮年団	<ul style="list-style-type: none"> ・水害の低減と状況把握に関する事 ・出火防止と初期消火及び火災の警戒に関する事 ・負傷者、孤立者の救出及び搬送に関する事 ・町内の河川、道路、法面などの被災箇所の監視に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火の訓練 ・町内危険箇所の把握
避難誘導班	防犯委員長	防犯委員	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の安否確認協力に関する事 ・町民の安全な避難誘導に関する事 ・災害時要援護者の避難に関する事 ・町内の防犯、警備に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な避難場所の状況確認と確保 ・町内避難場所の状況把握と改善提案 ・災害時要援護者の状況把握 ※
救護班	公民館長	児童民生委員 福祉推進委員 看護師OB等	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の応急手当に関する事 ・重傷者の移送に関する事 ・災害時要援護者に対する情報提供や支援に関する事 ・避難者の支援に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急治療用品の整備と補充 ・看護師OB、介護士OB等のリストアップと災害時応援依頼 ※ ・災害時要援護者のリストアップと状況把握 ※
給食給水班	女性の会会長	女性会 熟年サロン	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出しに関する事 ・食料、飲料水、生活必需品などの配分に関する事 ・避難所の支援に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント等を利用した炊き出し訓練 ・食材や炊飯用具等の調達先の確認
各町内会班長		各町内会班長	<ul style="list-style-type: none"> ・班内町民の安否確認に関する事 ・班内町民の被害状況把握に関する事 ・避難所の班内町民の支援に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・班内町民の状況把握

※の資料作成は、自主防災会幹事会が代行する